

秘密表示（未印）

秘
 無 期 限

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	2		
付	松本		
属			

発 送 日 昭和51年7月24日

宛 担 日

形 信 タイプ 枚 数

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	亜北合部 2667 号	公 信 日 付	昭和51年7月23日
大 臣	主 官	起 案 日 昭和51年7月22日	
政 務 次 官	アジア局長		
事 務 次 官	副 長		
外務審議官	参 事 官	起 案 者	
外務審議官	北東アジア課長	電 話 番 号	
官 房 長	首席事務官	是 松 2415	
<p>協 議 先</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">秘密指定解除</p> <p>公文書監理室</p>			
受 信 者		発 信 者	
在(韓)国大使 釜山総領事		外務大臣	
写 送 付 先		(希 望 発 送 日)	
月 日			
件 名			
旧軍人軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡問題			

GA-2

23

外務省

同 覧 番 号

17

重北合第2663号

昭和51年7月23日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡(問題)

引用公・電信

日付・番号

韓国(北) 往信第868号(51.7.1)

1 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡(問題) に関し

2/日 在日韓国大使館 趙子等書記官の来訪(北東亞課) 高橋

事務官 6月21日の韓国側(か) 申し(た) 越(た) について、当方は

厚摺の検討の結果を次のとおり回答した。

(1) 引渡時期 (厚摺者回答)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

10月下旬

(2) 引渡の方法(厚者回答)

日本側が釜山に航空便(羽田-伊丹-釜山)で
輸送する。(従来日本側で釜山に輸送して、韓国側の
意向に沿うことになる。)

(3)

(4) 釜山における韓国側の慰霊祭の実施(韓国側としては
行わない方向の由。)

日本側とは^も持^ちに行^う必要はないと考えている。

(5) 遺骨の引渡^りのため、日本側からは、釜山まで課長^は (学生者) ほか約3名 (^{外務省}) が出張する予定である。

(6) については (1) について 韓国側の考えをうけとめ、

細部引渡^り要領^については、今後逐次打合せたい。

2. これに対し (先方は (1) については) 問題はないと思うが、

すみやかに本国政府に日本側の回答を報告する旨述べた。

3. 本件を最終的に解決するための解決案については、韓国

側から持^ちに反応もないもの、戦後30年以上経過してから

いつまでもこのまゝ放置しておくわけにはいかなるので、
^{日本側としては}

(解決案を先行に移すため、学生者が遺骨を戻す近く (2回)

公示する方向で検討している旨非公式に述べたと、先付

本件最終解決案については、本国政府内で種々論議がある

秘密指定解除

公文書監理室

-秋- 4

と、日本側に回答が検討中である旨を答えていた。

以上貴館参考にお通報する。

(3)

本信送付先 韓国、釜山。